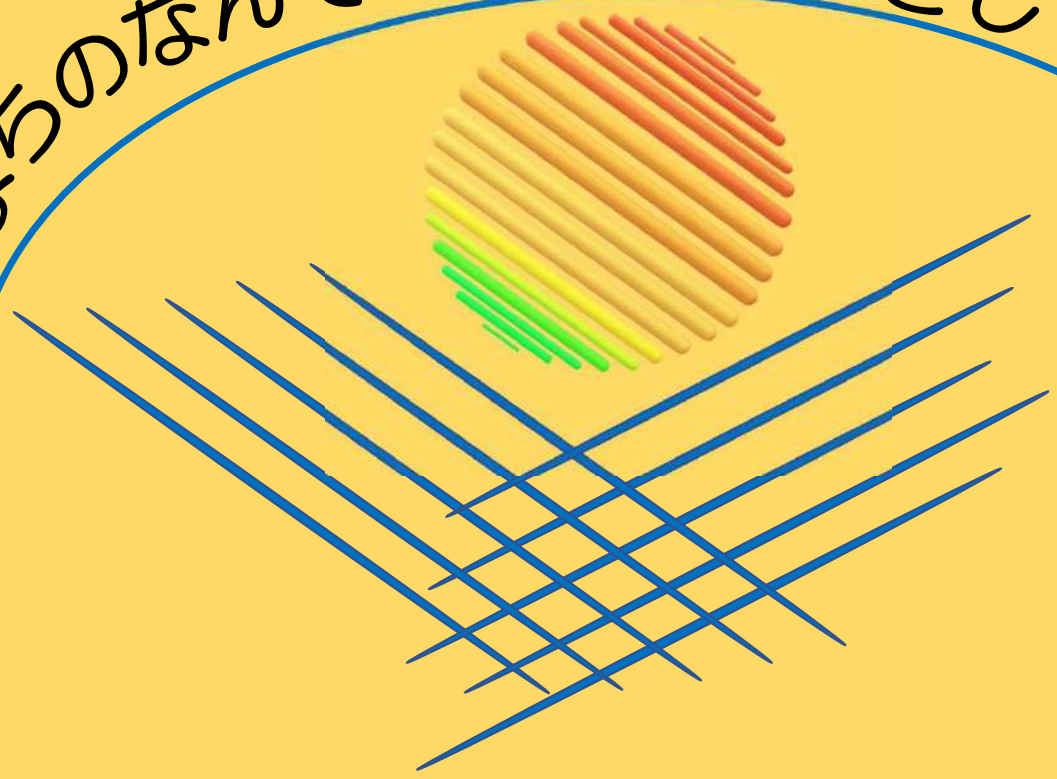


まちのなんでも相談やをめざして




堀川 豊広


本日は話したいこと

○行政書士ってなんだ？


○身近なお困りごとへもお役立ち




東京
通勤



介護
相続




行政
書士



東京 通勤

- 50年ちかく市川市(行徳)在住
- 通勤、通学とも東京
- 市川のことをあまり知らない



介護
相続

○地元を目をむけるきっかけに



介護


- 上司が突然病気に。責任だけが、、
- 介護と仕事のバランス
- ケアマネ？、自立（律）支援？

介護

- 介護保険や相談先
- 認知症サポーター、ヘルパー資格
- 成年後見制度について考える

相続

- 亡くなった人の意向が分からない
- 財産調査から手続き
- あったこともない人が相続人に



相続

○遺言書の大切さ

○時間的負担（3ヶ月、10ヶ月）

自分には無理と当初は諦めるも、
経験を活かしお手伝いできる仕事であると考え

行政書士資格の取得へチャレンジ

1,000時間

行政書士試験について

メインは、

憲 **法**
行 **法**
民 **法**
政

憲法

立憲的意味の憲法

第九十九条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

現行憲法では、**“国民”**は入っておらず

国家権力を**制限**し、

国民の権利、自由を保障しようという考え方が基本理念とされている。

憲法

第十三条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

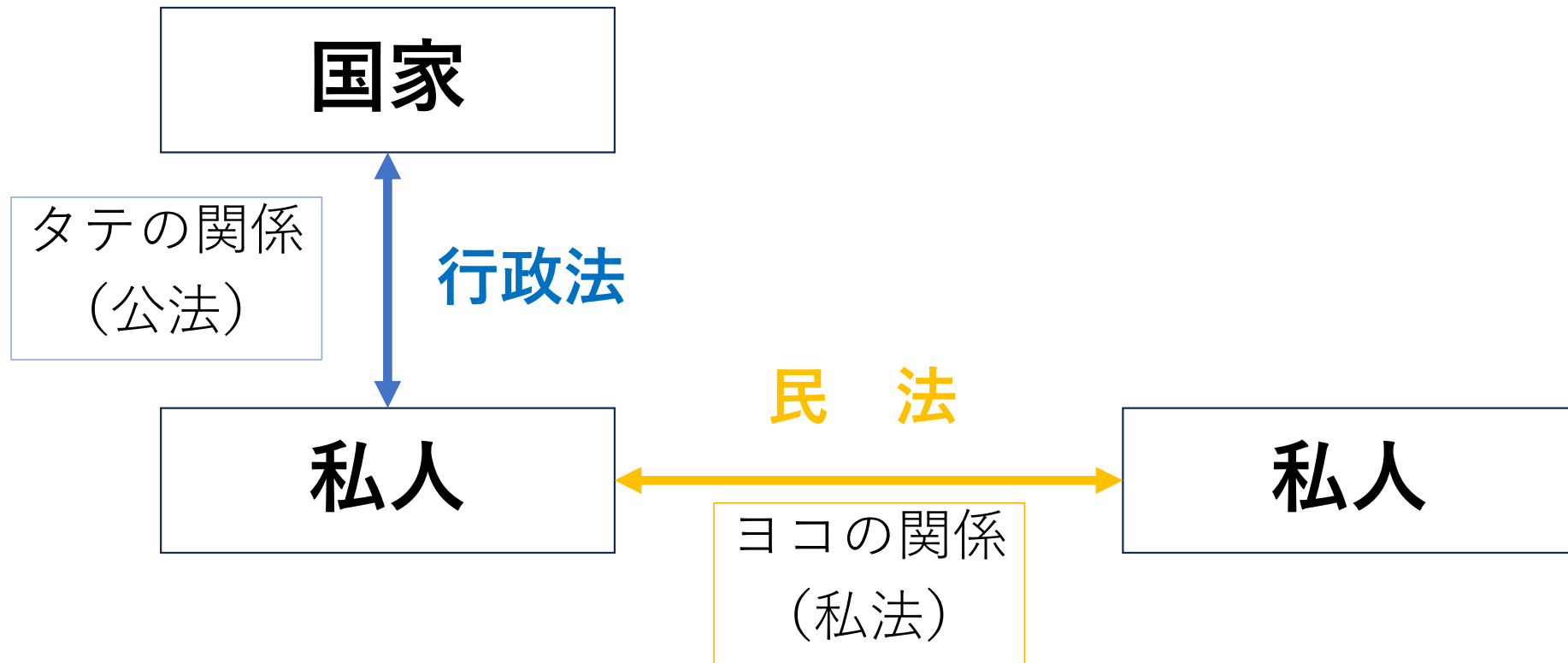
「個人の尊厳」を究極の価値として

人権規定を目的

統治機構を手段

として、人権保障の体系としていると言われている。

民法・行政法



令和4年度

合格者数：5,802人

合格率：12.13%

最年長98歳 最年少8歳

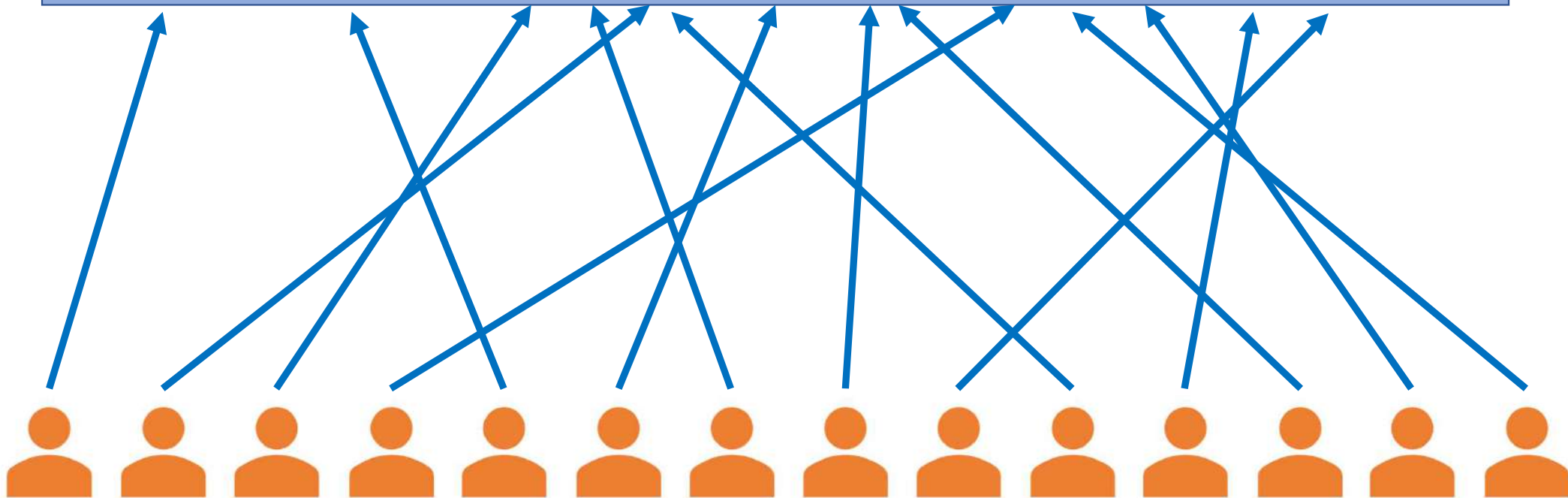
行政書士とは

弁護士　：　紛争

司法書士　：　登記

行政書士　：　申請

市川市



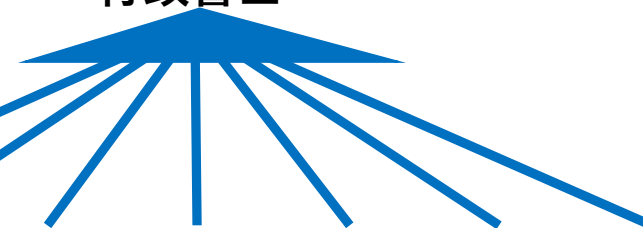
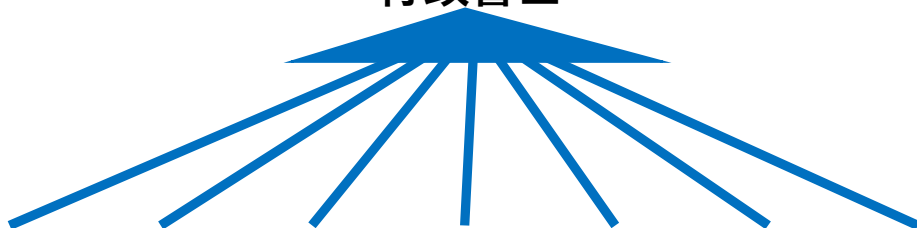
市川市



行政書士



行政書士



行政書士の仕事

たとえば、

○飲食店を開きたいとき、

飲食店営業許可

内容によっては、

風適法の許可・届出

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律)

このような官公署への申請の

書類の作成、申請の代理を行います。

行政書士の仕事

たとえば、

○外国人の方が**在留資格**の更新をしたいとき、

原則、本人が出入国管理局へ出頭が必要

書類の作成、申請の取次ぎを行います。

(本人は学校や仕事を休むことなく手続きが進められる。)

行政書士の仕事

たとえば、

○遺言書や相続分割協議書を書きたいとき、
法定相続一覧図を取得したいとき

遺言書の種類をお伝えします。

遺言書原案をご希望にそって作成いたします。

公証役場との調整をいたします。

戸籍の収集、相続人の確認、アドバイス等いたします。

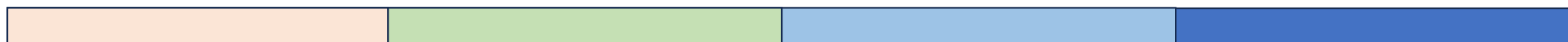
法定相続一覧図書類作成、申出代理を行います。

10代～20代

30代～40代

50代～60代

70代～80代



免許取得

ローン許可

パスポート

起業支援

飲食店開業

会社設立

補助金申請

車庫証明取得

古物商許可

各種契約書作成

遺言書作成

遺産分割

相続手続き

NPO設立

家系図作成

建設業許可申請

成年後見検討

家族信託検討

マイナンバー
カード

動物法務

所属支部

千葉県行政書士会 葛南支部
市川市 + 他5市

158人 + 481人 = 639人

本年より、支部総会にて市川市幹事へ

幹事の職務

- 幹事会を構成し、支部業務を決定する。
- 業務の研究および指導
- 品位保持と社会的地位の向上
- 会員の研修
- 業務の広報
- 会員の親睦
- その他業務向上のための必要な事項

市川市との関係

行政書士 無料相談会を
市役所で開催させていただいております。

第一庁舎
行徳支所

毎月 1 回～2 回実施

申請や法律的なこと以外でも

身近なお困りごと

ごみ

カワ
ウ

車
いす















白地図引用：ヤマショウ(株)HP

管理者

	道路管理者
行徳近郊緑地保全区域	千葉県
歩道a	国土交通省千葉国道事務所（一部千葉県）
歩道b	市川市（一部千葉県）
国道357号	国土交通省千葉国道事務所

千葉県

行徳近郊緑地保全区域

歩道b

市川市
一部千葉県

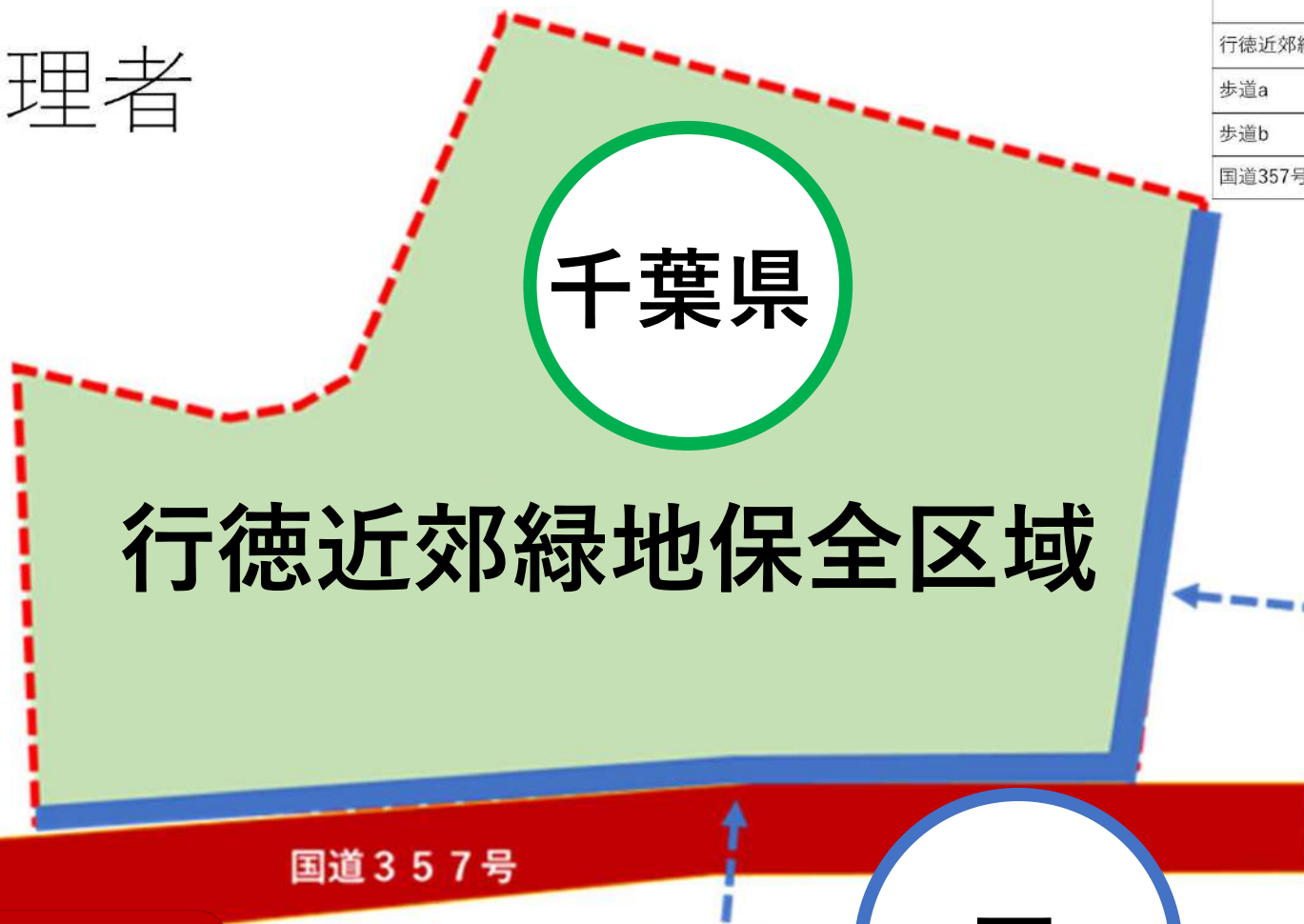
国道357号

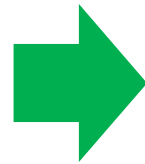
国

歩道a

国

一部千葉県







お困りごとがあればお知らせください。

○相談先が分からない等あればご一緒に解決方法を考えさせていただきます。

○お仕事以外でも、行政書士としての視点やこれまでの経験からの視点でお伝え出来ると思います。

○必要であれば、弁護士、司法書士、社会保険労務士、中小企業診断士等の専門家もご紹介できるかと思っています。

まずは、ほりかわ に相談してみよう！とだけ思っていたらいいような行政書士を目指していきたいと思っています。

ミッション

笑顔になっていただく

寄り添い、満足を超えるサービス提供

最新情報をとらえ安心感を提供する

